

## 地方消費者行政の拡充・強化を求める会長声明

2023年に全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は90万件を超えており、その中でも高齢者の被害が大きな割合を占め、手口は巧妙化・複雑化し、被害も多様化している。このような消費者被害に対応するためには、相談体制の充実が必要不可欠である。

都道府県及び市町村に設置されている消費生活センターは、消費者被害に遭った者がまず相談する専門の窓口として機能しており、それら業務を最前線で担う消費生活相談員は、欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

地方の消費者行政の強化策として措置された、消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金（以下「強化交付金」という。）（旧地方消費者行政強化交付金）は、長年地方における相談体制を財政面から支えてきたが、遅くとも令和9年度には全ての地方公共団体で終了することが定められている。地方公共団体の自主財源は増加しているものの十分な程度には達しておらず、そのような状況下で強化交付金が終了することにより、現在の相談体制の維持が困難になることや、地方消費者行政が後退・縮小し、延いては消費者被害の増加が危惧される。

また消費者庁は、現行の全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）を刷新し、消費生活相談のD X化など新システムへの移行を計画しているところ、その財政的負担が地方消費者行政の安定的実施を妨げる要因となっている。これらに限らず、地方公共団体が行う消費者行政のうち、相当部分はそもそも国の事務の性質を有するものであり、その費用は国が負担すべきである。

当会は、国に対し、地方消費者行政の拡充・強化を図るため、①消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長または撤廃すること、②P I O - N E Tの刷新及び消費生活相談のD X化に係る費用は国が負担すること、③地方公共団体が行う消費者行政費用のうち国の事務の性質を有するものについては国が恒久的に財政負担すること、を求める。

以上

2025年3月3日

愛媛弁護士会 会長 和田 資 篤